



# 犬・猫は正しく飼いましょう!

環境保健係

飼い主は、「命あるもの」である動物の愛護と管理に責任を持ち、動物が人を傷つけたり迷惑をかけないように注意しましょう。

## 犬の飼い主さん

- 飼犬登録し、狂犬病予防注射を必ず毎年受けましょう。
- 犬は繋いで飼い、散歩の時は必ずリードを付けましょう。
- 鑑札・済票は首輪に必ず付けましょう。
- 散歩の時のフンは必ず持ち帰りましょう。



## 猫の飼い主さん

- 猫は完全屋内飼育に努めましょう。
- 望まない出産を避けるために不妊手術をしましょう。
- 野良猫への餌やりはやめましょう。  
※餌を与える場合は、飼い主として責任をもちましょう。



★飼い主さんは、犬・猫のその命が終わるまで飼う責任があります。(終生飼養)  
最後まで責任を持って飼いましょう。

# 国民健康保険の手続きはお済みですか?

環境保健係

会社の健康保険(社会保険等)に異動した時にご注意ください

- ・ 社保等の保険証は加入日からお手元に届くまで数日かかる場合がありますが、**加入日以降に国保の保険証を使用して医療機関を受診できません。**  
社保等の保険証がお手元にない期間の医療機関への受診方法については、お勤め先へご確認ください。
- ・ 社保等への加入日以降に、国保の保険証を使用した場合、その間の医療給付費を町に返還していただく場合があります。

## ●就職したとき(国保脱退)

国保加入者が、会社等の健康保険(社保等)に加入することで、国保から脱退する場合、**国保資格は自動的に喪失しません。**異動した日から14日以内に、必ず手続きをしてください。手続きを行わないと、保険の二重加入となります。

### 【手続きに必要なもの】

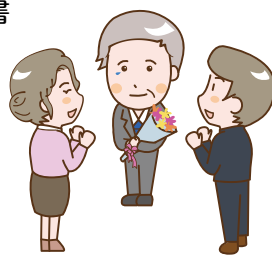
- ①国民健康被保険者証
- ②会社等の健康被保険者証
- ③運転免許証等の本人確認できるもの
- ④マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ⑤認印

## ●退職したとき(国保加入)

退職等により会社等の健康保険(社保等)を脱退する方は、国保加入の手続きをしてください。

### 【手続きに必要なもの】

- ①社会保険等資格喪失証明書(勤務先から発行されます)
- ②運転免許証等の本人確認できるもの
- ③マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ④認印



## ●大学等へ進学するため転出するとき

大学等へ進学するために町外へ転出するみなさんは、学生用の被保険者証(マル学保険証)を発行しますので手続きをしてください。マル学保険証が交付された国保加入者の資格は、転出前の世帯に所属していますので、転出した住所地で新たに国保加入する必要はありません。

### 【手続きに必要なもの】

- ①国民健康被保険者証
- ②運転免許証等の本人確認できるもの
- ③マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ④認印
- ⑤在学証明書(合格通知などの入学事実が確認できる書類でも可。ただし、入学後に在学証明書を提出)

